

鈴木和泉守

完

186
332

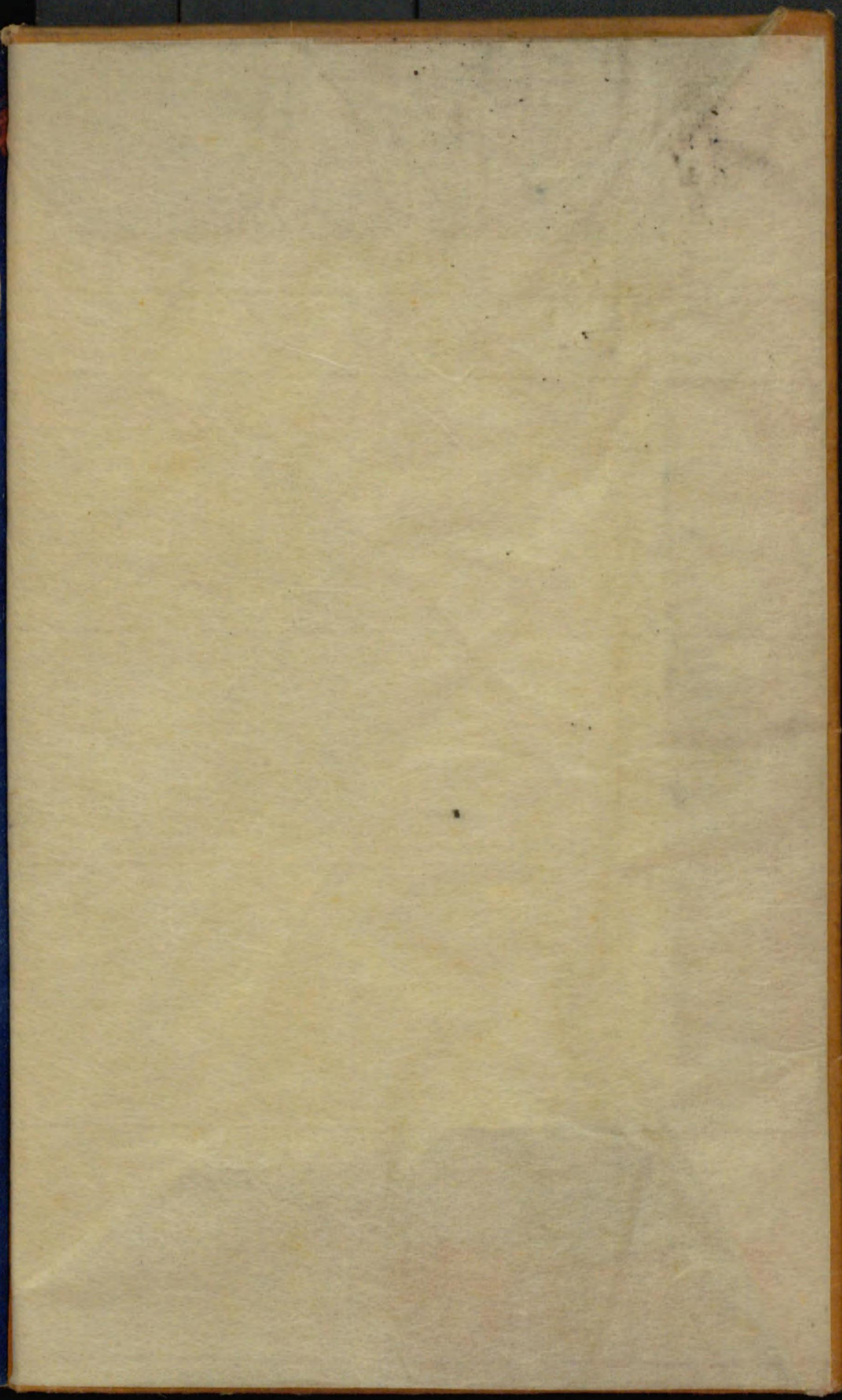
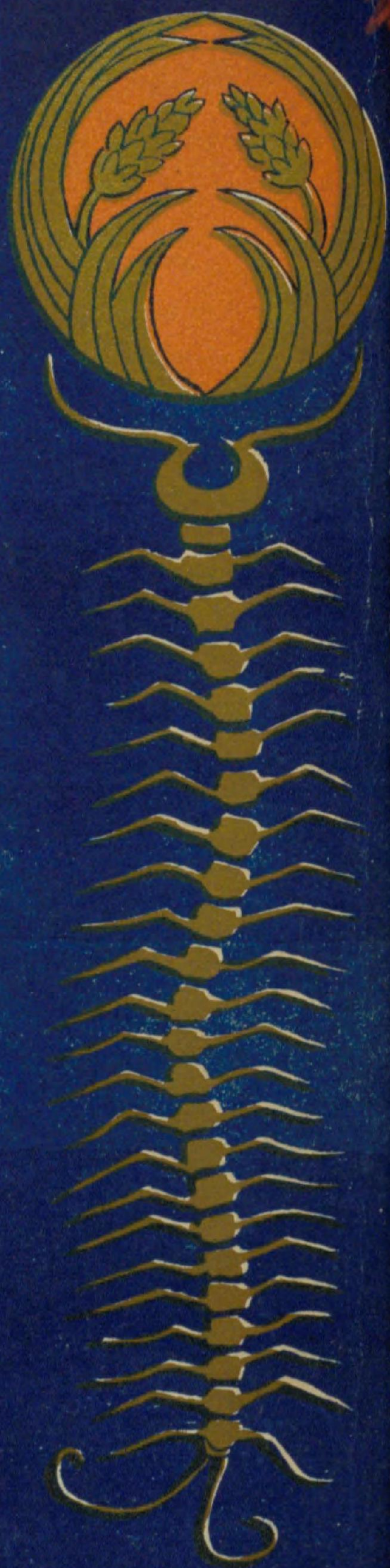
186-332



1200800017629



鈴木和泉守



186-53



貴族院議員

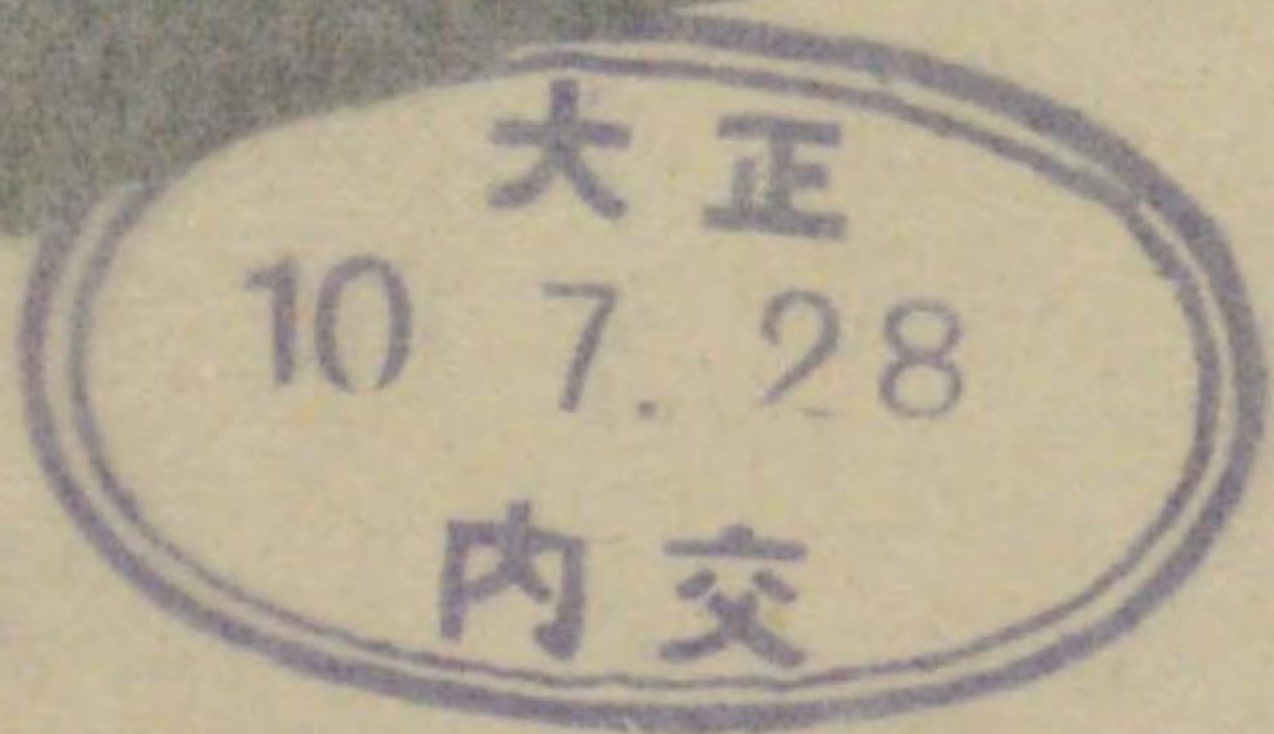
森

正

隆閣下題字

心隆題

幽



186-332



心
隆
題
幽

題

幽

大正
10 7. 28
内交

貴
熱
淵
員
森
五
劉
閣
不
獸
宰

茅

宮城縣知事 力石雄一郎閣下題字

力石雄一郎

流

流



宮殿線映事 戊午恭一頂閣下觀字

茅

流

中
乃
者





鈴木和泉守之碑

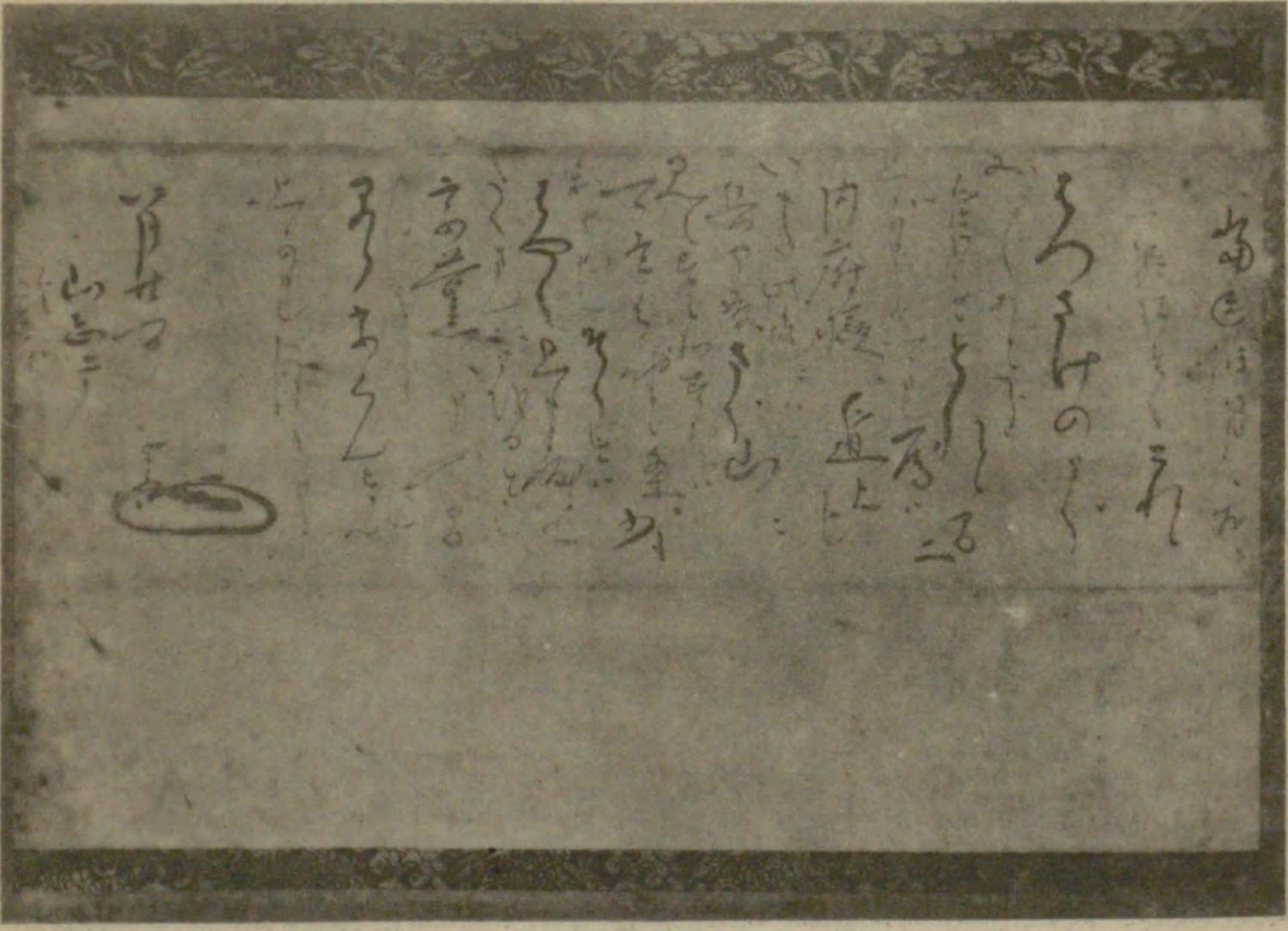
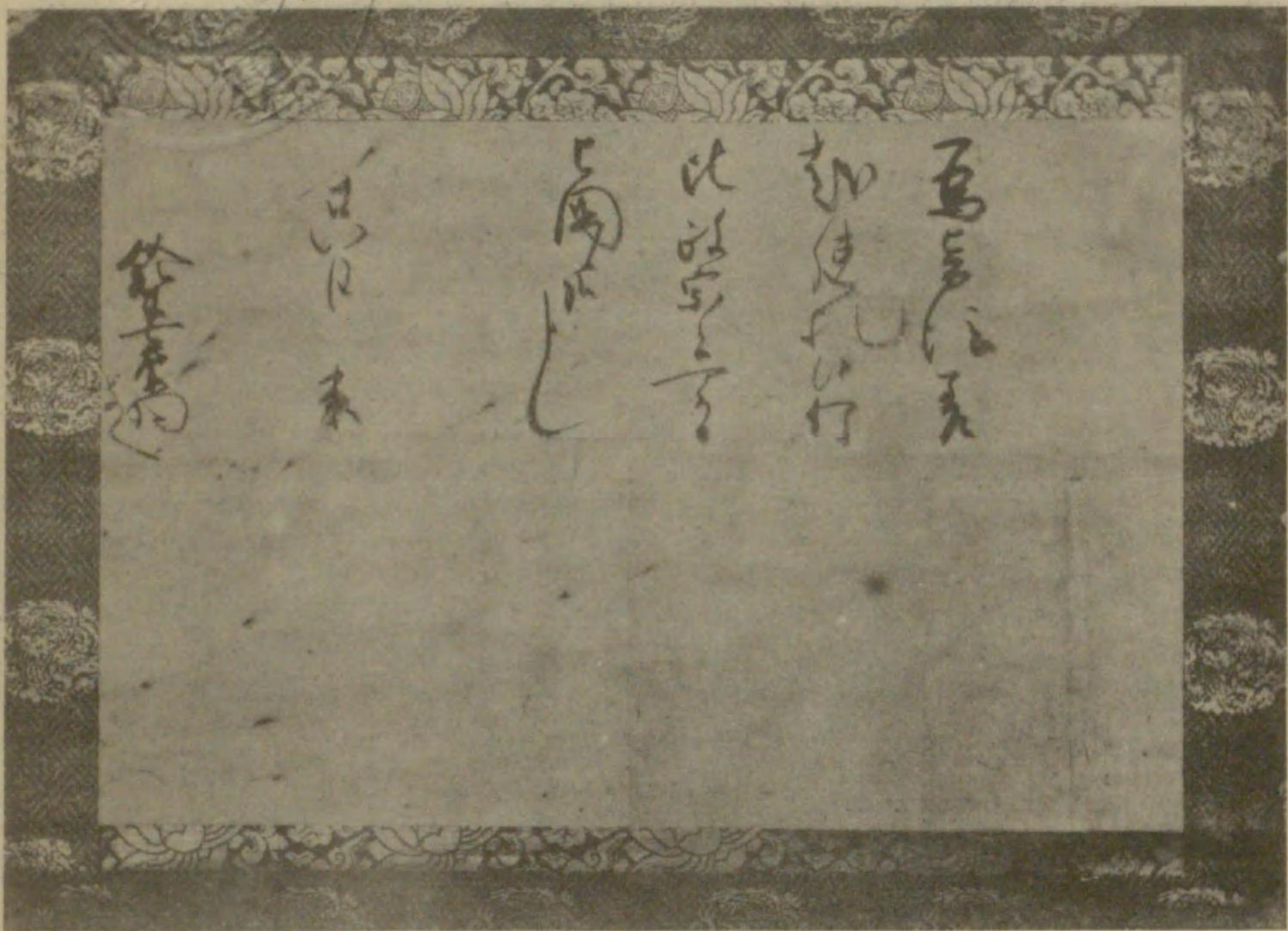




(藏所君博木鈴)

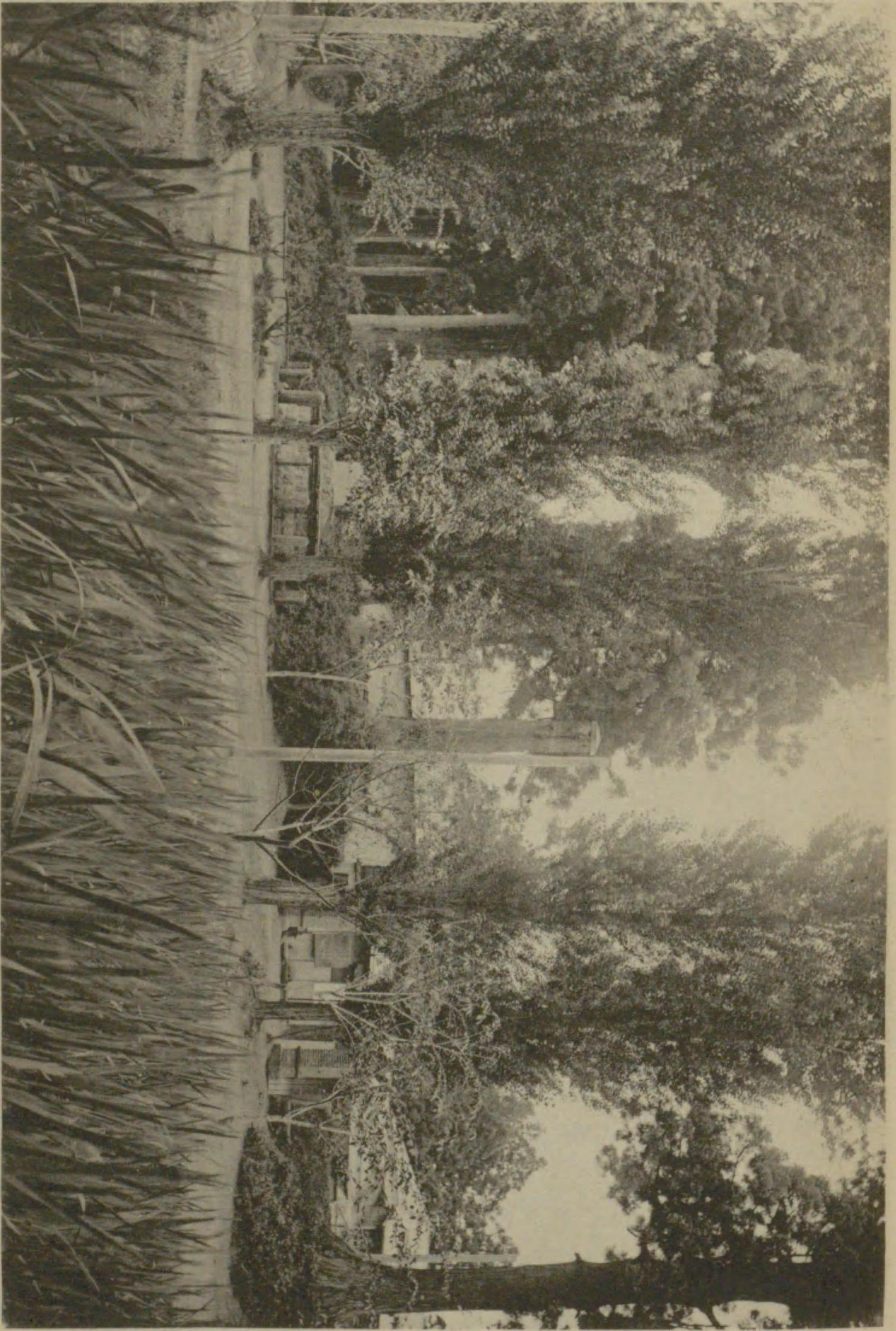
鎧シセ用着守泉和木鈴





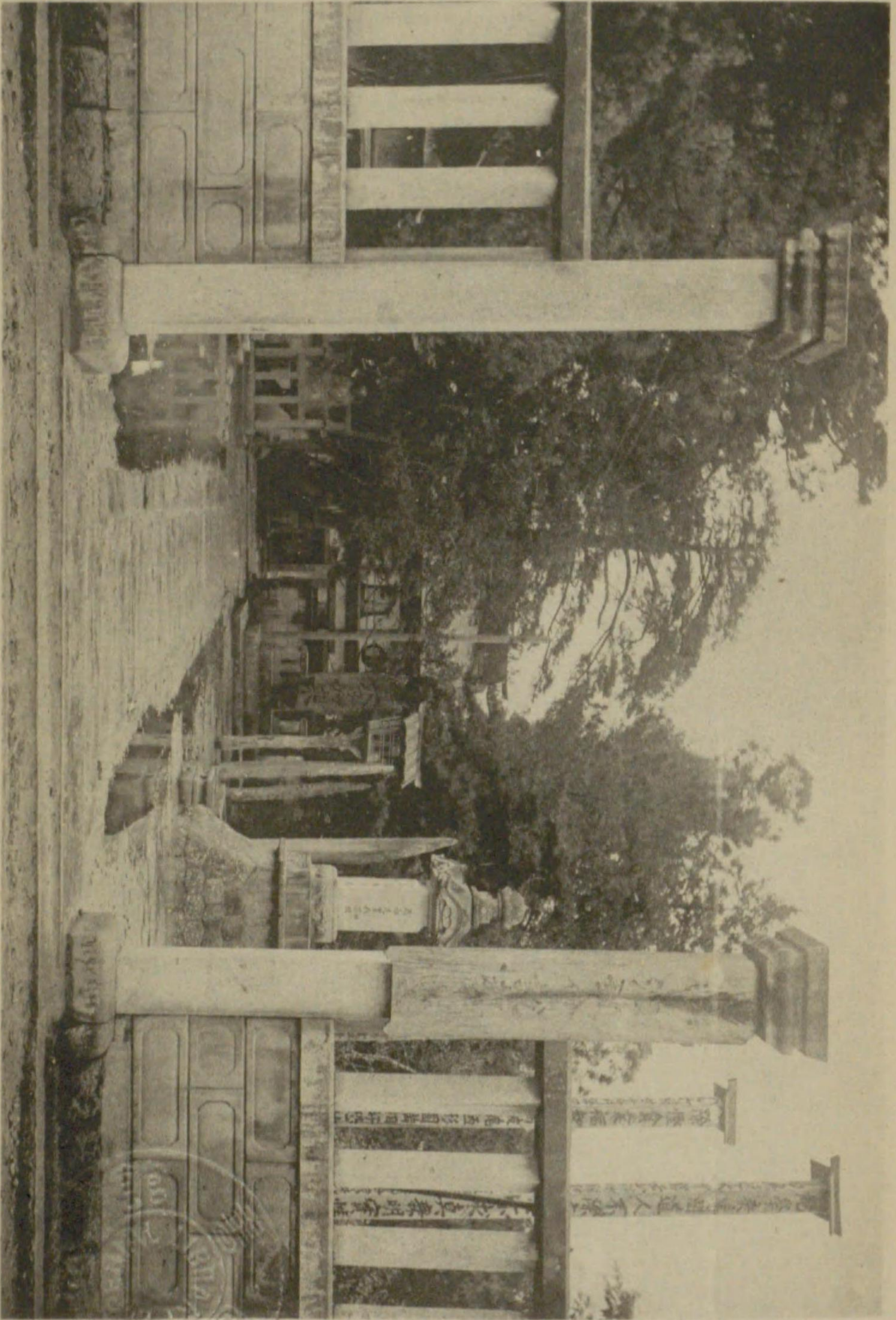
(藏所君 博木鈴)

簡書ノへ守泉和木鈴リ 公山貞並公尹信衛近



古 川 城 舊 址





(基開守泉和木鈴)

寺川瑞町川古





鈴木和泉守元信畧傳序

恭しく惟るに曩に

先帝陛下か教育に關する勅語を煥發せさせ給ひしより本日をも以て正に滿三十年を算するに至れり是に於て本校は自ら率先して伊達家創業の重臣鈴木和泉守元信の墓碑復舊の業を企畫し以て社會奉仕事業の一部を實行し併せて勅語煥發の記念をして益深厚ならしめんことを期したり

抑も鈴木元信の如きは素と布衣の一微臣に過ぎすと雖も其の人格才能共に拔群優秀能く貞山公を輔翼し終に伊達家紀綱の臣たるに至りては固に地方的偉人たると同時に亦一般社會に於ける稀世の俊傑と謂はざるへからず
願ふに地方郷土の地理を知り歴史を解し偉人に私淑するは是れ愛郷心の因つて

發生する以所あるへく愛郷心の存する所は是れ則ち愛國的精神の因つて湧出する以所なるへし我國忠孝の大本亦實に此に淵源せずんばあらざるなり吾等國民教育の任に在るもの素より之れを等閑に付すへからざるなり

元信の墓碑今猶殘存すと雖も既に荒廢罔極砂然として古川町瑞川寺の一隅に僅に其の殘影を留むるに過ぎずして又地方人士の絶て之れを注視するもの無さか如きは誠に痛恨に堪へざる所なり

茲に本校職員生徒及同窓會員相協力し傍ら地方有志諸君の援助を乞ひ以て墓碑復舊の業を遂行せんことを期す 庶幾くは以て後進子弟及地方一般人士の自覺を誘發し進んで郷土を愛し偉人を崇ひ自ら尊皇愛國の奉公心を涵養せしむるに至るを得んか

大正九年十月三十日

古川中學校長
同 同窓會會長

小松崎亮太郎

和泉守鈴木元信君傳

大正九年十月三十日は、正に教育勅語御下賜滿三十年に當るを以て、本校に於て之を記念せんが爲、社會奉仕事業の一端として、且つは偉人を崇敬する念を養成せんが爲、教育的施設の一助として、藩祖貞山公の功臣にして、當地に關係深き鈴木和泉守の墓碑の、瑞川寺境内にありて、久しく荒廢に歸せるを修築すべき計畫を發表するや、地方人士より多大の期待を以て迎へられたるは、本校の幸とする處なり、爾來和泉守の事蹟に關し、調査を進めたるも、君の傳記には不詳の點多く、史籍の徵すべきもの少きに加ふるに、時日切迫の爲充分満足ある調査をなし能はざりしは、予等の大に遺憾とする處なり、唯單に本校所藏の二三の舊記と新に踏査し得たる僅少なる事實によりて、大要左の如き傳記を抄録するを得たり、他日更に史實を精査し、大方識者の

垂教と叱正とを得て、訂正するを得は幸とす此調査に關し一關高等女學校長鈴木勝二郎先生には、全地に於ける史實の調査に盡力せられ、且つ有益なる御助言を得たり、尙古川瑞川寺木村智秀君、眞瀧村瑞川寺佐々木東海君の御助力を得しこと多大なり、記して以て感謝の意を表す

大正十年七月

古川中學校

大立目 勇

佐々木 圓 吉

其の家系

鈴木和泉守、初の諱は秀信又言信、中間重信と改め後終に元信と謂へりと云ふ、七右衛門と稱す、弘治元年を以て生れたるが如し、史に其生年を載せず、其歿

年より推算せるものなり。

葛西因是文稿中仙臺藩宰從五位下朝散大夫和泉守鈴木君 神道碑とあり墓碑銘にも和泉守とあり今暫く之に従ふも疑ふべし之或は法號に前泉州とあるを和泉守と誤信したるにあらざるや

因に、貞山公は水祿十年の出生なれば公より長すること十二年あり

姓及家系は各書記する所異同あり、

鈴木家系譜には性は穂積氏鈴木重康を祖とす、其十世の孫元信に至り、羽州米澤に來り、黒川家の臣鈴木平太夫に養はれ、後藩祖公に召出さると傳ふるも、該系譜は後世（嘉永四年八月御書上系譜）の作なる故、誤傳あきを保し難し、蓋し卑賤の出なりしは疑ふべからざるが如し、今各書を記載せる異説を掲ぐれば左の如し

伊達家世臣傳記には「羽州米澤の市人なり」

東藩史稿に「岩手山市正の子」

仙臺人物史に「和泉氏、鈴木、本州岩手山市長大學之子」

墓碑銘に「本姓穗積氏、會津郡黒川邨人、始以家兵屬

葦名氏、後入仕于宗國貞山公」

君の立志

君天資英敏、幼にして穎悟、長じて神識深沈、氣宇英邁にして、夙に市井を厭ひ、士籍に升らんと欲し、曾て京都に遊び、茶湯の禮を學びて還る、後數々茶會を催して樂む、(人物史)貞山公岩手山に在るの日、闔郷此道を知るものなし、公元信の此道に堪能なるを聞き、召して之を問ふ、甚其明旨を稱せらる、是に於て祿を賜ふて奉仕せしむ、終に寵臣となす。

世臣傳記に「舞謠を善するを以て徵さる」

岩出山には古より大倉流の謠曲流行せり、是元信を以て祖とせりと傳ふ

後繁務を統へ、多多益辨、斷決流るゝが如し、才智德量隨て顯る、公大に其英才を稱す、會々宰臣缺く、公茂庭石見延元に命じて之を選ばしむ、延元命に應じ、當に國老となすへきものを選び、其姓名を記して公の高覽に供ふるとき、延元もごより意を元信に屬すと雖も、彼の氏族甚だ卑賤あるを以て敢て記載せず、公之を見て延元に謂ふて曰く、和泉を登庸せば如何と、延元對へて曰く、誠に其人あり、臣偶々此に及ばざりしのみと、是に於て命じて國老となし、古川城に對せらる、古川、稻葉、新堀、西荒井、北原、南原の六邑三千石の采地を食む。

葛西因是文集には、六邑中西荒井を缺き、西古川となせり、誤記なるべし。

東藩史稿及、世臣傳記には千五百石とし、仙臺志料には千五十石とあるも、恐らくは誤記あるべく、古談筆乘に三千石とあり、

大日本人名辞書には古談筆乘の記事を引用して、

「鈴木七右衛門名は重信米澤の市人なり、家臣萬人を蓄ふ嘗て屬衆と議して曰く、吾家饒富一方に雄たり、然れども市人を以て終はるは吾が屑とする所にあらず、吾出身して士とならんと欲す如何、衆皆な曰く此れ亦一家の榮ありと、七右曰く然らば則ち今後公等我が爲す所を縦にして問ふことあかれと、衆之に従ふ、是に於て七右京師に往て茶儀鼓樂を學び最とも謠曲を善くし、數年にして歸る、時に茶事盛に行れ藩侯も亦師を得て之を學ばんと欲す、左右七右を以て之を薦む、是に於て七右始めて侯に待す、後ち公の伏見に在る從士能く爲替の事を知るものなし、七右素と金幣の事に通ず舉げて祿を賜ひ、

命じて錢財の諸務を務めしむ、其江戸にある亦た然り、平素七右に往來する所の者、都下の豪商及び四方の遊士往々百余人に至る、皆厚く之を遇し以て變故に備ふ、公厨の寓客も亦數百人或は釋て之を去らしめんことを議す、七右肯んせずして曰く、大藩の主何ぞ此數百人の俸を惜みて不虞の備を慮らざると、後七右に祿三百貫を加へ執政に命じ和泉と稱せしむ、……」(以下略)

君の事蹟

貞山公深く君を信任し、帷幄の畫策は必ず之を君に問ふ攻城野戰又數々其功を樹つ。

庚子の役上杉氏の部將甘糟備後が、保つ所の白石城を陥るるや、君實に大將として之を統べ、中島大藏は其副將たりしあり。

元信最も經世の術に長じたり、公の奥羽を経畧するや、連年兵を四境に出して

諸豪と、戦ふも、兵足り、糧多く、嘗て一たびも之を缺かず、朝鮮大阪の兩役公懸軍萬里功を樹つるも、絶わて内を顧みるの患あし、是元信の留守能く其任に勝へ、民を治め農桑を勸め、糧食を漕運し、未だ嘗て乏絶せさりしによる。元信又外交に長じ、辭令に巧なり、公の命により京、伏見、大阪、江戸等の諸城に使して、修辭專對、未だ嘗て君命を辱しめざりき。

慶長三年、天麟夫人（貞山公女五郎八姫）の越後侯（徳川家康第六男）に嫁するや、命により、輿を護りて之を送致す。

當時貞山公に扈從して、西上するや、至る所權貴の寵待を蒙らざるなく、或は豊臣大閣に或は家康公に數々進謁せり、嘗て神祖手づから書を貞山に賜へる時、語亦君に及べり、公故に之を君に賜ふ、子孫今に至りて之を寶藏せり。斯故に公之に任ずる至りて重く、之を遇する尤も厚かりき。

其の終焉

君死に臨み謂て曰く「凡そ戰國の世士の仕ふるもの、其主を選ばさるへからず、我貞山公を視るに、才力應に天下に横行すべし、必ずや天子を補げて天下に覇たるの徳量あることを察し、質を委ねて奉仕せり、然るに我明足らず、料らざりき。々々たる一侯國に終らんとは亦遺憾ならずや」と乃ち一筐を出さしめて「是閑ある毎に自ら編する所の、天下を治むる律令典謨なり、今や無用に屬す」と擧げて之を焚かしむ。

元和六年六月二日歿す 年六十六。

因に元和六年は大正十年を去る三百二年前なり

君初め山岡氏を娶る、君に先ちて卒す、次て貝田氏を娶る。（仙臺史料葛西因是文集元信碑）

仙臺史料別に掲ぐる、鈴木君神道碑の文中「公側室佐瀬氏生一女、降配元信」

ごあり疑ふべし、公は元信より十二才の年少なり、且つ公の側室に佐瀬氏なるものあるを聞かす。

其の子系

君の子、又七右衛門と稱す、歿して嗣なし、十八世義山公忠宗君の世、寛永十六年己卯、第三男龜千代丸（當時三才）を以て其後とす、後元服して右京宗良と稱す、（伊達世臣家譜略記仙臺）
（史料元信傳略同）

君の後嗣に關しては、不詳の點多し。

伊達家世臣傳記に「嫡子傳藏 諱傳らずに別に采地百貫文を賜ふ、父に先ちて歿す、二男七右衛門 諱傳らず其家を繼ぐ……七右衛門嗣なくして歿し、十八世忠宗君の世に當つて寛永十六年己卯、君の三男龜千代丸（三才）を家嗣に命せらる、後に右京宗良と稱す。」

仙臺人物史に「嗣子七右衛門、仕羽林忠宗君、而爲庶士長、無子之可繼家、養公子右京宗良、而作後嗣也。」

墓碑銘に「君子諱重高、兼保傳任。」

右京宗良承應二年癸巳四月に至て、鈴木を改めて田村氏の後を承く。

田村氏は二十三世侍従大膳大夫清顯に至り嗣あり、貞山公其姪孫七郎宗顯を以て祀を承けしむ、天正十八年豊臣秀吉の爲に封を失ふ、後なし、承應二年義山公君をして其後を繼かしむ、陽徳夫人（貞山公夫人田村氏）の請によるなり、

族譜 三迫岩崎館を賜ひ七千三百石を領す、（治家記録） 萬治三年八月二十五日、將軍

の命により、宗勝君と共に國事を攝す、名取郡岩沼三萬石を賜ふ、十二月二十八日從五位下右京亮とある、寛文十年隱岐守に任ず、延保六年三月二十六日卒す、年四十二。

子從五位下因幡守建顯に至り、封を磐井郡一關三萬石に移さる。(以上東藩史稿)
宗良君田村氏の後を承くるや、鈴木氏の族を録して元信の嗣を奉せしめ、其長臣とし公族の班に列せしむ、世々七右衛門と稱す、五百石を食む。

後嗣に關する疑問

君の後嗣に就き、諸書載する處異同あるは、前に掲ぐるか如し嫡子傳藏なるものありしは、只世臣傳記に載するのみにして他には見るを得ず仙臺人物史には子七右衛門羽林忠宗君に仕へて、庶士長ごあり、子の家を繼ぐべきかごとあり其子七右衛門嗣なくして歿せることは、諸書一致せるが如し眞に近かるべし、然らざれば義山公第三公子龜千代丸をして、元信の祀を奉せしむる理あければなり、是、當然後を承くべき繼嗣なかりしを證するに足るが如し。

然るに後に至り、宗良君田村氏の後を承くるや、鈴木の族を選びて其長臣とあすどあり。

又墓碑銘に「君子諱重高兼保傅之任、家世公族之班とあり。」
其族と謂ひ、君子諱重高と謂ひ、元信君と如何ある關係ありしか、文献を徴すべきものあり。

諸書に一致せる、所謂後嗣なしとの記事と抵觸することとなる、又始より、重高なる子あれば、宗良君をして何故に君の後を承けしめたるや、此疑問に關して、事實を證すべき正確なる史料なきを遺憾とす。

鈴木家系譜

今傳ふる所の鈴木家系譜（一關三村正雄氏所藏）によれば、

某傳藏

鈴木重康…此間九代畧す…元信—定信（後泰長）

重信(藤四郎、七右衛門)——繁泰(鈴木太郎左衛門)

重喬(初繁春)——成信……………

久永他人助、登之助
後太郎左衛門、七右衛門

嫡子傳藏(母は山岡氏)は、部屋住料として千石を下賜せられ居たるも、父重信に先ちて歿し、家督を相續せざりき。

次男定信(母は山岡氏)は、外祖父山岡志摩重長に養育せられ、其推舉によりて五百石を食み、叔父山岡長勝死去の後、其家名を繼けり、此定信と云ふ次男ありしことは、他書には全く記載せられず、唯此系譜に傳ふるのみなり。

三男七右衛門又重信と稱す、義山公の世に大番頭(庶土長)を勤めたるも、子なくして歿す、諸書に所謂七右衛門とは是を言ふなり。

重泰は實は北郷集人繁長の男にして、二代七右衛門存生中養育せられて鈴木氏を稱す、寛永十四年江戸に上り、伊豫の守和島侯(伊達氏の支藩)に仕ふ、二百石を食む、繁長歿後致仕して仙臺に歸る、後義山公に仕へ二百石を下賜せらる、後第三公子宗良君に附けられ、五百石に進み、老職に任ず、天和三年隱居して長男登之助家嗣とある、登之助は貞亨中番頭役を勤め、元祿二年寺社奉行を兼帶す。

宗良君の田村家の封を繼ぐや久しく元信の後嗣を缺けり

(承應二年より元祿二年より三十六ヶ年間)

只、重泰が二代七右衛門の義子たる關係より、之を登庸せるのみにして、正式に鈴木家の家嗣とありたるものにあらざるが如し。

宗良君之を遺憾とせられ、元祿二年十一月宗喬に命じ、鈴木家の家名を相續せしめ、名を七右衛門と改めしむ、尙家老職上座たるべき旨仰付けられ、正徳五

年には、御家門の格式を以て遇せらるることなれり。
此重喬とは墓碑銘の所謂重高と同一人なるべく、諸書に載する「其族を録す」とは、此重喬を指せるものなるべし。

故に、正式に承けたる鈴木家の系譜を作成すれば左の如くなるべし。

元信^(一)——七右衛門重信^(二)——宗良^(三)——重喬^(四)——成信^(五)……

義子
重泰

客臘、予等此史實を調査すべく、磐井郡一關に出張せし際、一關高等女學校長鈴木勝二郎先生を訪ねて、先生の高説を聴くを得たり、先生は史學に造詣深く都土史の權威なり、先生の談に曰く、

「予幼時、田村家の藩士黒江寛保氏所藏の、田村家隱密記及雜記ある寫本を讀みしとき、鈴木元信君に關する記事を見たり、其事蹟は、諸書に散見す

る處と畧異ならざるも、其終りに關しては伊達家に關する他の記録に見るべからざるものあり。

藩祖公嘗て、關白秀次の事件に連座して豊臣大閤の嫌疑を受け將に封を字和島に移されんとするや、公自ら西上して辯疏せんとす、和泉守之を不可とし、其不見識を責めて、之を止めんとして能はず、公を罵りて曰く、「土の大志あるもの宜しく其主を選ばざるべからず、我初め公を視て謂らく、天下を掌握すべしと、料らざりき一藩侯を以て終らんとは、自ら閑ある毎に編する所の、天下を治むる法律典章も、今や無用に歸す」と、一筐を出して、之を火中に投せしめ、遂に仕を辞して、飄然として行く處を知らずと云ふ、公大に元信の不遜を憤りたるも、後に至り君の才幹と忠誠とを想うて彼の功を録せんとし人を四方に派して、之を索めたりしも遂に得ること

能はざりき、後宗良君、鈴木家の嗣を承くるや、元信君の義子あるを舉げ父の功を以て、録して宗良の近侍となせり。宗良君田村家を繼ぐに及び其子を以て長臣とせり、之即ち重高なり、田村家に於ける鈴木家の地位は、單に其長臣たるのみならず、御家門と稱し、藩主より親書の年賀狀を賜はるは、只此鈴木家あるのみなりき、是宗良君と重高の父重泰とは義に於て兄弟の關係ありし故あるか、然るに今や此兩書は其所在すら明ならず、其史的價値の何如を、確實に立證し得ざるは、甚だ遺憾なり」と云ふ。若し夫れ此兩書と系譜とが史料として充分價値あるものならしめば尙幾多の發見する所あるべく、元信君の後嗣に關する疑問は、釋然として氷解すべし、記して以て參考に供し、今後の研究と考證とを待つべし。

瑞川寺を再興す

尙和泉守と瑞川寺との關係につき記さん。

曹源山瑞川寺は、其初め何れの年に開かれしかは詳かならざれども盛時には堂塔伽藍相當に備はり見るべきものありしも、天文の頃、兵革起り國郡騷亂せるとき其災にかゝり、其後天正十八年、秀吉公大崎葛西兩氏の領土を沒收して、之を木村伊勢守父子に與へたるも、政道其宜を失ひ、國人叛き所謂大崎葛西の一揆起るや、寺は再度の騷亂に會うて頽廢を極め、法亦絶わんとす、貞山公の此國を領するや、治平を旨として士民を撫育せらる、老臣鈴木和泉守を此地に對す、和泉守の封に就くや深く瑞川寺の廢絶を惜み、仙臺松音寺六世松庵賢貞大和向を請じて開山とし、其再興を企てだることは瑞川寺由來記に記せり蓋し、慶長七年の頃なるべし。

古川瑞川寺の創立を、天正九年三月十五日となせども天正年間には伊達家と當地との關係はなく、鈴木和泉守も未だ此地に對せられず、磐井郡真瀧村の瑞川寺に於ては、其創立を慶長七年となせり、蓋し眞に近かるべし。茲に瑞川由來の一節を左に抄録せん

(前 畧)……慶長之始、老臣鈴木氏和泉重信、領古川邑、重信惜瑞川之廢絶、成再營之功、納數戸租稅以爲一方道場、因請松音六世松菴賢貞禪師、爲開山祖、爾來歸我太菴派、遠頌太源一脈、激起瑞川波瀾、可謂其舉偉也、既而、重信逝、其子七右衛門立爲嗣、七右衛門無子而沒、父子共、葬于當山、州牧忠宗君以七右衛門所領莊邑及從臣等、屬第三男伊達右京宗良而領知焉、宗良後、稱田村氏任右京大夫、叙從五位下、又轉任隱岐守、宗良去古川地、邑于桃生郡深谷、時建寺於深谷號爲瑞川寺、擬諸當山也、當山當此時、租稅歸

官廩、又爲無緣之地、

此由來記によれば、元信父子は共に當山に葬られたるが如し、只當山に父子の墓碑なきは惜しむべし。

又宗良去古川地、邑于桃生郡深谷とあり、宗良君は鈴木元信の後嗣となられたるも、當時三才にして封土には就かざるべく之恐らくは誤記ならん、亦桃生郡深谷に封土を移されたることは、舊記には更に載せず、疑ふべし。

磐井郡真瀧村(一關の西南に連續せる村落)に、曹源山瑞川寺あり、其開基を瑞川寺殿嶺室松公大居士(即鈴木和泉守)とし、開山を松庵賢貞大和尚とせしむる當町瑞川寺と全く一致せり、是れ鈴木家が田村侯に従ふて一關に移りてより、菩提所として之を移せるものなり、其年代は記録あらざるも、恐らくは承應二年より寛文二年に至る八、九年の間なるべし。

真瀧村の瑞川寺にては、和泉守を前開基とし、中興開基を真如院殿久室長光大居士とせり、是嗣子七右衛門重信あり、鈴木家塋域には、重泰以下の墓碑缺くものなく皆現存せり。

君の墓碑

終りに當瑞川寺境内にある墓碑銘につき記さん、此碑は鈴木家八世の孫顯元君祖先の功業を追想し、文を一關藩の家老佐瀬主計平伯連氏に徵め、近世書道の大家卷菱湖氏に書を請うて、文政二年己卯九月二日、之を和泉守父子の墓地たる瑞川寺境内に建立せるものあるが如し、唯文政二年は、和泉守の葬を去る二百年の後なれば、其記事必ずしも正鵠を得たりとは斷すべからず茲に墓碑銘の全文を掲ぐれば左の如し

仙臺藩執柄和泉守鈴木君碑銘并序

仙臺藩
執柄和
泉守鈴
木君碑
(篆額)

和泉守鈴木君之葬、在陸奥國志田郡古川邨瑞泉寺、今去其葬二百年、未有文字揭其功伐、八世孫顯元、求銘以建碑、吾祖大藏大輔盛定、辱與君有姻婭之親、又世與鈴木氏同寅於一關藩、故爲序其實、而繫以銘、序曰、君諱元信、初號七右衛門、後號和泉守、本姓穗積氏、會津郡黒川邨人、始以家兵屬葦名氏、後入仕于宗國 貞山公、帷幄畫策、必取之君、攻城野戰其功亦多、賞以志田郡六邨、曰古川、曰稻葉、曰新堀、曰西荒井、曰北原、曰南原、累進在執柄之班、其出境攻、城可記者有之、於庚子之役、陷上杉氏部將甘糟備後所保白石城、君實爲大將、而中島大藏副焉、其留守勝任可記者有之、朝鮮大阪之兩

役、勤課農、漕運糧、未嘗有乏絕、其四方出使可記者有之、往來京伏見大阪
江戸等諸城、脩辭專對未嘗辱使命、其寵光榮華可記者有之、天麟夫人
之嫁於越後侯也、護輿而致之、數得拜見、豐臣大閣、
又數得拜見

神祖、手書賜 貞山公、語亦有及君、遂賜其書、至今子孫寶藏之、當時、宗
室權門所到之家、莫不蒙寵待、 貞山公任之至重、遇之尤厚、娶山岡氏、先
君卒、次娶貝田氏、元和六年庚申六月二日卒享年六十六、浮圖授法號曰瑞川
寺殿嶺室府君、 一關侯之分封也、 義山公次第三公子、奉田邨氏之後、
命君子諱重高、兼保傅之任、家世在公族之班、銘曰、大邦之建、材士、輔翼、
股肱爪牙、君與厥力、支邦之分、亦祚君功、家世柱石、比族乎公、
文政二年歲在己卯秋九月二日 一關世臣佐瀨主計平伯連述

處士新潟卷大任書并篆額

岡千仞撰する所の仙臺志料鈴木元信碑に、此碑文と畧同じきものを掲げて後、
「余曾遊新潟、觀水原醫佐藤氏所藏葛西因是文集、載此文、知其爲因是之筆、」と
あり如何なるものによ、記して参考に供す (終)

上古の古川

古川四の番草

古川町の沿革

上古の古川

往古人文開けず、文化進まざる時代には、吾東北の地は、朦昧無智ある蝦夷の住地にして、廣漠たる深林沼澤杳として、人烟稀なる蠻境ありき。

上古時代には、日本武尊の東征あり、降りて奈良平安兩期の頃、大野東人、坂上田村麿、文屋綿麿等の征討ありしも、此地は當地の官道より離れたる所なりし故、如何なる記録にも、古川に關する事項は見るを得ず、當時は蘆荻芊芊として繁り、全く人跡未踏の地なりしなり、平安時代の末期、平泉に據りし藤原氏三代の頃より、稍々開拓の緒につきたるが如し。

中古の古川

鎌倉時代に至りて、當地方の記事、多少史籍に散見するに至れり。

古川は、其起源何れの頃なるかは知るべからざれども、往時、玉造川は今日の江合川の如き流路をとりしものにあらずして、今の大崎村三丁目より新田を横ぎり、古川に來り稻葉、蒜袋を経て、今の敷玉村下中目附近に至り、鳴瀬川に合流したるものあることは疑ふべからず、古川の名稱は、古玉造川の畧稱にして舊き河道なることを證するものなり、其當時の流路は、畧今の緒絶川の流路に沿ひ、荒川筋を稻葉に流れたるものなることは、現在の地形を見て明かなり、現在の緒絶川は舊河道に沿うて、灌漑用として岩出山附近より分流せしめ、多少人工を加へたらんも、舊河道の低地を利用せることの多かりしは明かなり。大崎村三丁目に、抑池と云ふ窪地ありしことは、當時の舊記によりて、玉造川の分水點なりしことを知るべく、又其附近に抑堰あるものありて、玉造川の自

然に東方にとれる、流勢を抑へ組みて、東北江合の方向に、流路をこらしめたるか如し、其年代は詳ならず、新撰陸奥風土記には、享祿天文の頃、洪水ありて、川内地方を流る、北上川、江合川、迫川等大に汎濫し、水道混合せしことありと、或は此頃あるべきか此頃にかける古川は、玉造川の兩岸に跨りて、現在の稻葉上古川は其南岸に、大柿中里は其北岸にありて、兩岸を連ぬるに緒絶橋を以てしたるなるべく、小敷の民家各所に點綴せる、四個の村落にして、市街の形式をこれるものにあらざりしあり。

緒絶の橋

當時の緒絶橋は、果して現在の位置なりしか否かは、明かならず、蓋し古川の街衢の整ひたるは、後世の事にして、當時の官道は、現時の國道と異り、所謂上街道にして、古川は當時交通の幹線より距りたる、僻陬の地なりし故、當時

の緒絶橋は、現在の國通筋に當りしや否やは知るべからず。

緒絶橋は、其構造の奇あるにより、名勝として、其名著はれ、當時奥州の一名所として、都人士の間にも、戀歌、歌枕として、鎌倉時代の頃盛に歌に詠まれたり、續後撰集、後拾遺集、續千載集、新千載集、新續古今集等に、收められたるもの、少からず。

後拾遺集戀

左京大夫道雅

みちのくのを絶の橋や是ならんふみ見ふますみ心まとはす

續後撰集戀四

定家

白玉の緒絶の橋の名もつらしみたれて落る袖のあみたに

新千載集戀五

定家

琴の音もなけきくはゝる契とて緒絶の橋の中も絶にき

名所百首歌合

順徳院御製

東路はをたねの橋もあるものをいかにくちゆく袖どかは知る

全

家

隆

逢事はぬるをたのみの夢路にてをたねの橋も月そ更けゆく

其他數十首あり煩しければ掲げず、詩あり

緒

断

橋

關

元

龍

玉水分流一帯清、

橋頭楊柳惹春情、

浣紗往日誰家女、

心緒猶傳断絶名、

鎌倉時代の古川

古川の地は、地勢上大崎地方の中心にして、古より形勝の地たりしは疑ふべからず。

中世、大崎地方を河内郡とも稱せり、其境域は後の大崎五郡に當るべし、陸奥郡郷考云

河内五郡舊記云、「文治五年、頼朝卿平泉討伐後、分割其地、以封功臣、以河内五郡二保（玉造、志田、加美、遠田、栗原五郡、長世、小田二保）、賜泉田、澁谷、上形、狩野之四家、是稱河内四頭、」是三本木、玉造、迫川等の内なる故、河内の稱あるか云々

餘目氏記録云

留守七代美作守家高の時、河内七郡には、澁谷、大椽、泉田、四方田、とて、文治五年に、當國に下り外様にて、四頭一揆にて候しが云々と河内四頭中、上形、狩野を除き、換ふるに大椽、四方田を以てせり。

伊達世次考云

川内五郡、長世、小田二保、賜之於泉田、澁谷、上形、狩野、是名川内四頭、其後、令其一門吉良、畠山、石堂、石橋、互管領之、或分南北、任兩管領也、至建武之比、川内四頭、拒管領石堂、不從、因請管領於京都尊氏卿、於是乎命探題家兼父子、以來云川内五郡、所謂志田、遠田、栗原、加美、玉造也、長世保黑川郡乎、澁谷知行在志田及黑川桃生郡中、此五郡、非止專賜四頭耳、初和田、横山、土屋等亦分賜之、……………

是を以て見るに、鎌倉時代には、河内四頭の一人なる澁谷氏か、當地方を領せる如し、然るに何處に居りて治せしやは詳ならず。

足利時代（所謂大崎時代）

鎌倉時代の末葉、足利氏の一族足利尾張守家氏が次男左近將監宗家、下総の大崎莊と奥州斯波の莊とを相續して、大崎氏とも、斯波氏とも稱せり。

足利尊氏の頃、宗家の孫尾張守高經の弟伊豫守家兼（又左京大夫）、正平四年（北朝貞和五年）奥州探題となり、其子式部大輔直持（又左京太夫）も亦探題職を續ぎ、加美、志田、玉造、遠田、栗原を領す、之を大崎氏とす。

初め直持五郡の地を領するや、古の新田郡の地に治せり、然るに新田郡は其讐敵の苗字なる故之を廢す、自己の姓なる大崎を以て城邑に名つけ、更に其領土の總稱とせり、世々名生城に治す、大崎氏の時代古川城は、其家臣古川氏の居る所あり。

封内風土記云

傳云大崎義直家臣、新田安藝行遠弟、古川刑部持慧所居也、名跡志曰、大崎始祖伊賀守家兼、延元二年八月、爲管領、居于大崎焉、行遠祖先亦相從、爲世臣有善政、後行遠繼家、居玉造郡新井田地、……………

蓋古川城は、當時大崎家の重臣の一族こゝに治して、古川氏を稱せるものなり、明應年中の（足利十代將軍義植の頃）薄衣狀に既に古川氏の名あり、大崎氏の臣屬となせり。

此頃の古川は、玉造川の治水工事充分に成功せずして、其流路は大からざるも、形體は存じたりしものゝ如し、而して街衢の如きは未だ整はずして、唯古川城の城下として兩岸の村落は一行政區域をなし少數の市店ある聚落なりしが如し、然かも此地は、此頃より大崎地方の中心として、名生城下より形勝の地たる氣運は既に萌じ、附近の村落も漸次開拓の緒につきたるが如し。

天文の役

天文五年六月上旬、新田安藝行遠讒に遭うて、止むなく新田城に據りて其主大

崎義直に叛くや、義直自ら兵に將として新田を攻畧し、行遠自殺したるも、之に應じたる古川持慧（伊達世次考に持熙に作る）は、古川城を保ち、高清水一迫の諸族と連絡し、兵勢強く容易に抜くべからず、義直之を憂ひ、援を伊達左京大夫植宗君（十四世）に乞ふ、植宗君之を諾して、騎兵三千、歩卒三萬余を帥ゐて古川城に向ふ、義直之を郊外に迎ふ。

伊達勢は南門より、大崎勢は東臺より攻め、其他北門等より城壘に肉迫して、之を攻むる益急なり、當時城兵纔に三百なるも、義氣凜然勇戰奮闘死を以て支ふ、十九日我兵進みて外廓を焼く、二十日夜城中危急あり、廿一日亭午持慧力を執り自ら火に赴きて死す、年三十六、弟安藤丸、子三郎直種共に自殺す、持慧の老母之を見て憤怒し、戈を執りて敵中に衝き入り、流矢に中りて斃る、從者豊島佛坂兄弟、五井伊豆、大伴常廣等六十余人、或は戦死し、或は自殺す、城遂に

陥る、植宗君の江刺左衛門に與へたる書簡の一節に、

「……………自即夜至廿一日攻戰、首古川刑部父子舍弟二人、而自余四十餘人截腹
畢、所斬殺者五百余人也……………」

以て激戦なりしことを知るべく、此搔亂のため古川の地大に荒廢せり。

天文年中の古川狀は、當時の役の狀況を詳に叙せし一古簡にして、當地方の史料として最も貴重せらるるものあり。

伊達世次考に古川狀の文を引用して

天文五年六月上旬、植宗到干川内志田郡師山城、六日、出檢察古川外廓邊、東北濕成沼、人馬難通、西南深重湟、注入玉造川水、石壁高構、前裁後園成樹林竹叢、難窺其内、九日早旦、義直向干其東臺、(古川狀)

當時尙緒絶川の名稱は一般に用ひられず、玉造川として、現在よりも更に大

る舊河道の存したるを知るべし。

尙當時の古川城は、現在古城と稱する廓内は只其本丸にして、二の丸三の丸の如き更に大なる外廓を有したるものなり。

其後天正年中、古川彈正此城に居る、この彈正とは、古川刑部持慧と如何なる關係の人なりしかは知るに由なし、其一族ありしか、或は全く關係なきものなるも、封せられて古川に治せし故、古川氏を稱したるかは明かならず、文献の徴すべきものあり。

天正十五年正月、義隆の時大崎家に再び内訌起れり、義隆の侍臣、新田刑部義景と伊場野総八郎とは、互に其主義隆の寵を争ひ、義景は新田城に主義隆を擁して、総八郎は大崎氏の家宰岩出山城主氏家彈正と結び、之に對抗して援を藩祖政宗公に乞ふ、藩祖公、將を遣して之を討つ、三月義隆自殺し、其子義興年

十四なりしが、南條下總之を中新田城に奉せしも、天正十八年八月、秀吉小田原征伐の際、遲參の罪を以て、國除かれ、義興最上に退去せり、大崎氏は家兼より十二世二百四十年にして亡ぶ。

大崎葛西の一擡

大崎氏封を失ふや、秀吉は大崎葛西の領土を舉げて、木村伊勢守秀俊に與へたるも、政道正しからず、所謂大崎葛西の一揆起るや、古川は再度の戰禍を蒙りて、荒廢の極に達したり、稍繁に過ぐるも、今左に當時の狀況を掲ぐべし。

本村秀俊の（奥陽軍秘録に定俊に作る）小字を彌一右衛門と稱す、初め明智光秀に屬し、後關白秀吉に仕ふ、從五位下に叙せられ伊勢守と稱す、天正十八年八月、秀吉秀俊及其子重昌を召して曰く、吾汝等の勇武を愛惜し召して臣籍に列し、且つ今汝等父子を大崎葛西三十萬石に封じて、陸奥の鎮護とあすべしと、

十月、封に就く、秀俊登米城（或は豊米間に作る）に居り、重昌は古川城に居る、秀俊更に大崎に治し重昌葛西を保つ。

秀俊父子身を徵祿に起し、遽に大封を得て臣屬甚だ寡し、因りて人の貴賤と賢愚とを問はず、苟も眼目を具備するものは輕卒浮浪の徒と雖も、悉く之を召して祿し、或は老臣となし、或は侍臣に列し、或は士隊長となして、相率ゐて任に赴く、常に曰く東夷懼るゝに足らずと、其士民に對する態度驕暴を極む、伊達成實日記に其狀を記して曰く、

木村伊勢守、大崎葛西十二郡拜領に付、登米に在城、子息彌市右衛門、古川に在城にて候、大崎葛西の本大名どもを押除、小者五人十人召つれ候者を城主に仕られ候故、其もの共家無之まゝ、中間小者、あらしこのやうなる者を侍につくり立、本侍百姓の所へ押こみく、八木を取り、下女下人をうばひ、

歴々のよめを我女房にする、沙汰の限の仕様によつて侍大將ごもも、末の事は不存、當座無念、柏木山にて最前に一掻起し、氣仙、東山、登米、古川にても起り候間、父子共に佐沼に籠城申され、上方衆のこりなく被打果候間、足輕のやうなるものは裸に成り、こもを身にまごひ逃のぼり候……

其暴行日に益々加るや、士民大に憤り大崎葛西の舊領及膽澤、氣仙、東山悉く牒同して亂を爲す、登米佐沼の人民亦之に應ず、其勢凡四万六十人に及ぶ、秀俊父子狼狽に二百騎を率ゐて、佐沼城を守り急を藩生氏郷に告ぐ、士民嘗りて曰く「伊勢守苛政虎口より暴なり軍兵の柔弱なる羊の如し」と、是に於て氏郷人を馳せて、急を徳川家康及伊達政宗公に告げて援を求む、政宗公十一月二日、一萬餘騎を率ゐて米澤を發し之を助く、秀俊父子漸く死を免るゝを得たり。十九年正月、秀吉、秀俊父子の罪を糾し、籍を削りて國を除き、更に氏郷を之

に封せられたるも氏郷封に就かず。

是役我藩祖公は、讒者の爲に、秀吉の嫌疑を受けたるも、公陳辯して事なきを得たり。

伊達氏大崎を領す

天正十九年三月二日、秀吉葛西大崎十二郡及膽澤を貞山公に賜ふ、五月公大崎の賊征討の命を受けて之を征す。

十月十四日、公岩出澤城(今の岩出山町)に徙り、名を岩手山と改めて之に居り、爾來慶長七年、仙臺に移る迄十二年間岩手山に治せり。

貞山公此地を領するや、老臣鈴木和泉守を我古川城に封じ、古川、稻葉、新堀、西荒井、北原、南原、六邑三千石を食ましむ。

和泉守の古川に封せられたる年は、何時なりしかは、明かならず、文献の徴す

べきものなし、蓋慶長の初めなるへし、當町佐々木運藏氏佐々木源六氏所藏の舊記によれば「……………先祖佐々木大學と申者、慶長九年當町御割方相成り候節、檢斷役相勤……………」とあり或は近かるべし。

和泉守此處に封せらるゝや、士民を撫育し、町制を定め、街衢を整理し専ら力を民治にそゝぎ、瑞川寺を再興して、民衆をして其歸向する所を知らしめたる功や偉なりと謂ふべく、現代古川の基礎は、全く和泉守によりて置かれたるものと謂ふべし。

藩祖公、大崎葛西の沃野に垂誕するや久し、幸にして之を得るや、所謂大崎廣土を以て、仙臺藩の穀倉と倣し、其中心たる古川に、老臣和泉守を封じたるは、彼の經世的手腕に信賴して、藩中の經濟的中心を統治せしめんとする、藩祖公の意圖奈邊にあるかを窺知するに足る、果して和泉守の政績は公の期待にらむ

かざりき。

伊達家に於て之を領知せし初期の頃、古川の形勢は、封内土記によりて其大要を知るを得べし曰

稻葉邑、戸口凡九十七、有祇園社、鹿島社、古川邑戸口凡五十六、有市店而驛也、步卒三十口、男女凡二百八十六、有君假館、大柿邑、戸口凡百三十七中里邑、戸口凡三十四、

藩政時代の古川

和泉守の子七右衛門嗣なくして没するや、再び此地に家臣を封せず、藩の直轄地として、郡奉行を古川の地（今の會所小路）に置き當地方を治せしめ、藩侯の御假屋を設け、國主の領内巡視の折の御宿に當てたり、今の七日町の中央北側にありしと云ふ。

藩政時代の其後の古川は、官道の中樞に當り、四通八達の地、經濟交通の中心として、驛馬傳遞の要衝とあり、仙臺以北諸侯の、江戸參勤交代の通路の宿驛として、次第に發達して、以て明治維新に及べり。

其後のことは吾人の耳目に新たなる所煩しく記すべき要をかるべし。

將入古川驛、忽彩虹截西山、凍雨俄至、奇甚、

大 槻 磐 溪

曉兩纒收紅目新、凍雪猶擁碧嶙峋、

長虹半斷天如墨、玉露紛飛來撲人、

(終)

大正十年七月二十三日印刷
大正十年七月二十七日發行

宮城縣古川中學校同窓會發行

宮城縣志田郡古川町稻葉字南町二二

發行兼編輯人 佐々木圓吉

宮城縣志田郡古川町稻葉字三日町七八

印刷人 樺澤敬之助

非賣品

宮城縣志田郡古川町稻葉字三日町七八

印刷所 各種印刷 陸羽印刷所

電話六七番
振替東京四〇七八四番

民國十一年四月二十八日

明國派 各縣中隊 劉隊 明國派

官廳派 官廳派 官廳派

明國派 官廳派 官廳派

非賣品

官廳派 官廳派 官廳派

官廳派 官廳派 官廳派

大正十一年四月二十三日

大正十一年四月二十三日

186
332

吉中學校
同窓會發行

